

一般社団法人 富津市シルバー人材センター定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人 富津市シルバー人材センター（以下「センター」という。）と称する。

(事務所)

第2条 このセンターは、主たる事務所を千葉県富津市岩瀬に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 このセンターは、富津市市内に居住する定年退職者等の高年齢退職者（以下「高年齢者」という。）の希望に応じた就業で、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係るものの就業機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することにより、その就業を援助して、これらの者の生きがいの充実、社会参加の推進を図ることができるようにし、もって高年齢者の能力を生かし活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 このセンターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 高年齢者の就業に関する情報の収集及び提供
- (2) 高年齢者の就業に関する調査研究
- (3) 高年齢者の就業に関する相談
- (4) 臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く）を希望する高年齢者のための就業機会の確保及び組織的な提供及び職業紹介事業又は労働者派遣事業
- (5) 高年齢者に対する臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習会などの実施
- (6) 公共施設の受付、清掃、管理等の受託
- (7) その他第3条の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、富津市内を中心に行うものとする。

(事業年度)

第5条 このセンターの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 会員

(種別)

第6条 このセンターの会員は、次の3種とし、正会員及び特別会員（以下「正特会員」という。）をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 センターの目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 センターの事業を賛助するため入会した個人または団体
- (3) 特別会員 センターに功労のあった者又はセンターの事業運営に必要な学識経験者で理事会にて承認を得た者

(入会)

第7条 正特会員及び賛助会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書により、申込むものとする。

- 2 入会は、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

(会費)

第8条 正特会員は、センターの活動に必要な経費に充てるため、社員総会において別に定める会費規程に基づき会費を支払わなければならない。

- 2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会した時。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員であるセンターが解散した時。
- (3) 1年以上会費等を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総会員の同意があったとき。

(退会)

第10条 正特会員及び賛助会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 正特会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会において、総正会員数の半数以上であって、総正会員数の議決権の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) センターの定款又はセンター要綱第9条に違反したとき。

(2) センターの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他の正当な事由があるとき。

2 賛助会員が前項各号の一に該当する場合には、理事会の決議に基づき、除名することができる。この場合、その賛助会員に対し、理事会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、理事会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

3 前2項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が第9条の規定によりその資格を喪失したときは、センターに対する会員としての権利を失い、義務をのがれる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 センターは、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金は、これを返還しない。

第4章 社員総会

(構成)

第13条 社員総会は、正特会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法の社員総会とする。

(権限)

第14条 社員総会は、次の事項を決議する。

(1) 理事及び監事の選任及び解任

(2) 理事及び監事の報酬等の総額並びにその支給の基準

(3) 定款の変更

(4) 貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録の承認

(5) 入会の基準及びに会費並びに賛助会費の金額に係る定め

(6) 正特会員の除名

(7) 解散及び残余財産の処分

(8) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡

(9) 前各号に定めるもののほか、法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

2 前項にかかわらず、個々の社員総会においては、第16条第3項の書面に記載した社員総会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(種類及び開催)

第15条 センターの社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

- 2 定時社員総会は、毎事業年度終了後3カ月以内に開催する。
- 3 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会において開催の議決がなされたとき。
 - (2) 議決権の10分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び召集の理由を記載した書面により、召集の請求が理事にあったとき。
- 4 前項第2号の請求をした正特会員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、社員総会を招集することができる。
 - (1) 請求後遅滞なく召集の手続きが行われない場合
 - (2) 請求があった日から6週間以内の日を社員総会の日とする召集の通知が発せられない場合

(召集)

第16条 社員総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を社員総会の日とする臨時社員総会の召集の通知を発しなければならない。
- 3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項その他法令で定める事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。ただし、社員総会に出席しない正会員が書面によって又は電磁的方法により、議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第18条 社員総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款にとくに規定するものを除き、総正会員の過半数が出席し、出席した正会員数の過半数をもって決する。

(書面決議等)

第20条 社員総会に出席できない正特会員は、予め通知された事項について書面又はセンター所定の電磁的方法をもって議決し、又は他の正特会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

- 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

- 3 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正特会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第21条 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正特会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

(社員総会運営規程)

第23条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会運営規程による。

第5章 役員

(種類及び定数)

第24条 このセンターに、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上5名以内

(2) 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(選任等)

第25条 理事及び監事(以下「役員」という。)は社員総会の決議によって各々選任する。

2 代表理事は、理事会において選定する。

3 前項で選任された代表理事は、会長に就任する。

4 理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係があるものの合計数が理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

5 監事には、このセンターの理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及びこのセンターの使用人を兼ねることができない。また監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

6 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。監事についても、

同様とする。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、このセンターの業務の執行の決定に参画する。

2 会長は、このセンターを代表し、その業務を執行する。業務執行理事は理事会において別に定めるところにより、このセンターの業務を分担執行する。

3 会長及び業務執行理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。

(2) このセンターの業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び業務報告書を監査すること。

(3) 社員総会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。

(4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をする恐れがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを社員総会及び理事会に報告すること。

(5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。

(6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。

(7) 理事がこのセンターの目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をする恐れがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。

(8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに

関する定時社員総会終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事及び監事の任期は前任者の任期の満了する時までとする。

4 役員は、第24条第1項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第29条 役員はいつでも社員総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(報酬)

第30条 役員に対して職務を執行した対価として、報酬を支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、社員総会の決議により別に定める**一般社団法人富津市シルバー人材センター役員等の報酬及び費用弁償に関する規程**による。

(取引の制限)

第31条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこのセンターの事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこのセンターとの取引

(3) このセンターがその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

3 前2項の取り扱いについては、第43条に定める理事会運営規程によるものとする。

(責任の免除又は限定)

第32条 このセンターは、役員の方法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た金額を限度として、免除することができる。

2 このセンターは、外部役員等との間で、前項の賠償責任について、法令に

定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第6章 理事会

(設置)

第33条 このセンターに理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事で組織する。

(権限)

第34条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
- (2) 規程の制定、変更及び廃止
- (3) 前各号に定めるもののほか、このセンターの業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事及び業務執行理事の選任及び解職

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他このセンターの業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制）の整備
- (6) 第32条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

(種類及び開催)

第35条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度2回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に召集の請求があったとき
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
- (4) 第27条第1項第5号の規定により、監事から会長に召集の請求があつ

たとき、又は監事が招集したとき

(召集)

第36条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2 前条第3項第3号による場合は、理事が、前条第3項第4号後段による場合は、監事が理事会を招集する。

3 会長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催の5日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、召集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第37条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第38条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第39条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第40条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第41条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することは要しない。

2 前項の規定は、第26条第3項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに記名押印しなければならない。

(理事会運営規程)

第43条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規程による。

第7章 財産及び会計

(財産の種別)

第44条 このセンターの財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産はこのセンターの目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産とする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第45条 基本財産についてこのセンターは、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会の決議を得なければならない。

3 基本財産の維持及び処分について必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(財産の管理・運用)

第46条 このセンターの財産の管理・運用は、会長が管理し、その方法は理事会の決議により別に定める。

(事業計画及び収支予算)

第47条 このセンターの事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会へ報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告決算)

第48条 このセンターの事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号に掲げる書類については、その内容を報告し、第3号から第6号までに掲げる書類については、承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類他、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 役員の名簿

(3) 役員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第49条 このセンターが資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において、議決に加わることができる理事総数の(現在数)の3分の2以上の議決を得なければならない。

2 このセンターが重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

(会計原則等)

第50条 このセンターの会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 このセンターの会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議による。

3 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取り扱いについては理事会の決議により別に定める。

(剰余金の非分配)

第51条 このセンターは剰余金の分配を行わない。

第8章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第52条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

(合併等)

第53条 このセンターは、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により、他の法人法上の法人との合併、事業の全部または一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第54条 このセンターは、法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由により解散するほか、社員総会において総

正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により解散することができる。

(残余財産の処分)

第55条 このセンターが解散等により清算するときに有する残余財産は、社員総会の決議により、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

第9章 事務局

(設置等)

第56条 このセンターの事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の承認を得て会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議を得て、別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第57条 事務所には法令の定めるところにより次の書類を備え置き、正会員及び債権者の閲覧に供するものとする。

- (1) 定款
 - (2) 事業報告
 - (3) 事業報告の附属明細書
 - (4) 貸借対照表
 - (5) 正味財産増減計算書
 - (6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - (7) 監査報告
 - (8) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項のほか事務所には法令の定めるところにより次の書類を備え置き、それぞれ以下の者の閲覧に供するものとする。
- (1) 議決権の代理行使に係る代理権を証明する書類、議決権行使書面及び電磁的方法による議決権行使にかかわる記録 正会員
 - (2) 社員総会議事録又は社員総会の決議の省略に係る同意書若しくは同意の電磁的記録 正会員及び債権者
 - (3) 理事会の議事録又は理事会の決議の省略に係る同意書若しくは同意の電磁的記録 裁判所の許可を得た正会員及び債権者
 - (4) 会計帳簿 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第58条 このセンターの公告は、このセンターの主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第11章 附則

(法令の準拠)

第59条 本定款に定めのない事項はすべて法人法その他の法令に従う。

附 則

1 当センターの設立時社員の氏名及び住所は次のとおりである。

住所 千葉県富津市湊162番地

氏名 吉原 賢一

住所 千葉県富津市大堀1930番地8

氏名 養田 智子

2 当センターの設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は次のとおりとする。

設立時理事

住所 千葉県富津市亀田348番地42

氏名 大神田 勝

住所 千葉県富津市上飯野1950番地

氏名 平野 長藏

住所 千葉県富津市絹170番地

氏名 酒井 千鶴子

設立時代表理事

住所 千葉県富津市亀田348番地42

氏名 大神田 勝

設立時監事

住所 千葉県富津市絹2番地

氏名 白石 幸久

3 当センターの最初の事業年度は、当センター成立の日から平成29年3月31日までとする。

以上、一般社団法人富津市シルバー人材センター設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名、押印する。

平成28年6月2日

設立時社員

住所 千葉県富津市湊162番地

氏名 吉原賢一

住所 千葉県富津市大堀1930番地8

氏名 養田智子

附 則

この定款は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成31年3月21日から施行する。

附 則

この定款は、令和3年6月29日から施行する。

附 則

この定款は、令和4年6月24日から施行する。

附 則

この定款は、令和5年6月2日から施行する。